

教育委員会月報



文部科学省

■ 特集 解説 ■

令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査について

特集
連載
全3回

教育×デジタル

第3回「教育データ利活用 ロードマップについて」

Series 地方発！我が教育委員会の取組

Series 学校、地域が活性化！地域とともにある学校づくり

Series 学校における働き方改革



2022年2月24日発行 第73巻10号

2022 February





■ 特集 解説 ■

令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査について
初等中等教育企画課 1



教育×デジタル

第3回「教育データ利活用
ロードマップについて」 6

Series 地方発！我が教育委員会の取組

東京都葛飾区教育委員会

オンライン生涯学習の推進 18
～ICTを活用した学びの仕組み作り～

千葉県南房総市教育委員会

0歳から15歳 保幼小中一貫教育の推進 22
～子どもが地域に誇りと強い思いを持ち、自己の可能性を伸ばす特色ある教育の推進～

Series 学校、地域が活性化！地域とともにある学校づくり

鳥取県教育委員会

ふるさとへの誇りや未来を創造する心の育成を目指して 26
～地域とともにある学校づくりを推進～

Series 学校における働き方改革

千葉県教育委員会

千葉県における働き方改革推進の取組 28
～プランを中心に業務改善を支援～

◆ ひとりごと 32

令和2年度公立学校教職員の 人事行政状況調査について

初等中等教育企画課

令和3年12月21日に公表した「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の結果を紹介する。なお、文部科学省ホームページに調査結果を掲載している。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00005.htm



1 概要

本調査は、教職員の人事管理に資するため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教職員の人事行政の状況について、調査を実施。

※一部の項目については幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）も対象

2 調査対象及び調査対象期間

都道府県・指定都市の計67教育委員会を対象（一部の調査については、市（指定都市を除く）区町村及び学校設置組合等の計1,744教育委員会も対象）とし、令和2年度の状況を中心に調査。

3 主な調査項目

(1) 教育職員の精神疾患による病気休職者等数

- (2) 教育職員の懲戒処分又は訓告等（以下「懲戒処分等」という。）の状況
- (3) 女性管理職（校長、副校長及び教頭）の割合
- (4) ハラスメントの防止措置の実施状況 等

4 調査結果の概要

(1) 教育職員の精神疾患による病気休職者数

教育職員※の精神疾患による病気休職者数は、5,180人（全教育職員の0.56%）で、令和元年度（5,478人）から298人減少。（参考1）

※公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員（総計920,011人（令和2年5月1日現在））

(2) 教育職員の懲戒処分等の状況

懲戒処分等を受けた教育職員は、4,100人（0.44%）で、令和元年度（4,676人（0.51%））から576人減少。（参考2）

- ・「体罰」により懲戒処分等を受けた者は、393人（0.04%）（令和元年度550人（0.06%））。
- ・「性犯罪・性暴力等」により懲戒処分等を受けた者は、200人（0.02%）（令和元年度273人（0.03%））。うち、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力により懲戒処分を受けた者は96人（免職91人）。

※1（ ）内の割合は教育職員数に対する割合

※2 令和2年度調査では、幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の教育職員も対象

※3 本調査における「性犯罪・性暴力等」とは、性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。「性犯罪・性暴力」とは、強制性交等、強制わいせつ（13

歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、児童ポルノ法第5条から第8条までに当たる行為、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。なお、「性犯罪・性暴力等」、「性犯罪・性暴力」は、令和元年度調査における「わいせつ行為等」、「わいせつ行為」と同様の範囲

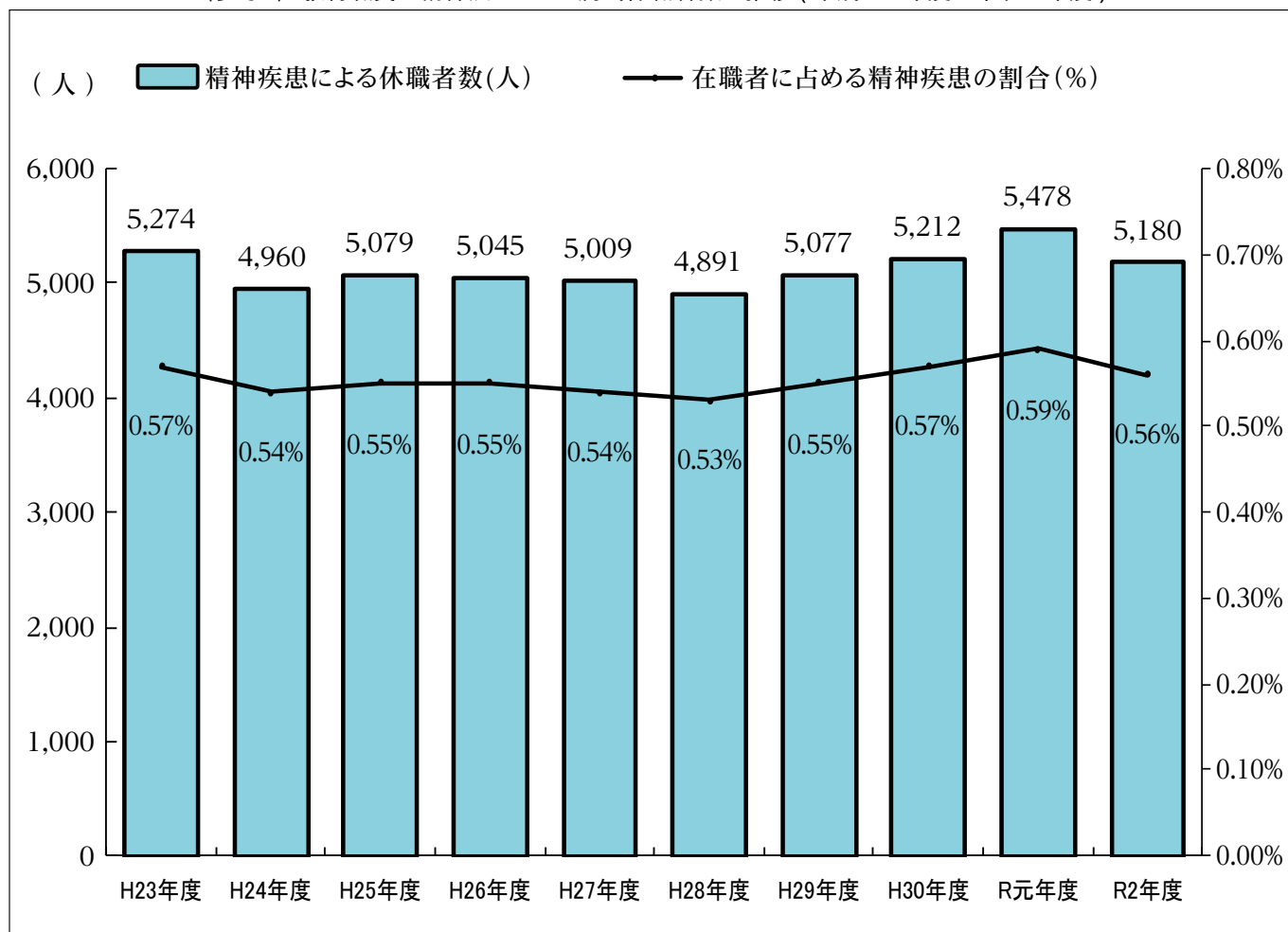
(3) 女性管理職(校長、副校長及び教頭)の割合

女性の管理職(校長、副校長及び教頭)は14,357人で、令和2年4月1日現在から865人増加。女性管理職の割合は21.1%で、過去最高の割合。(参考3)

(4) ハラスメント防止措置の実施状況

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止措置について、「要綱・指針等の策定」「相談窓口の設置」「研修の実施」は全都道府県・指定都市で実施済。一方で、市区町村等の一部において未実施。妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて、都道府県・指定都市・市区町村等の一部において未実施。(参考4)

〈参考1〉教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移(平成23年度～令和2年度)

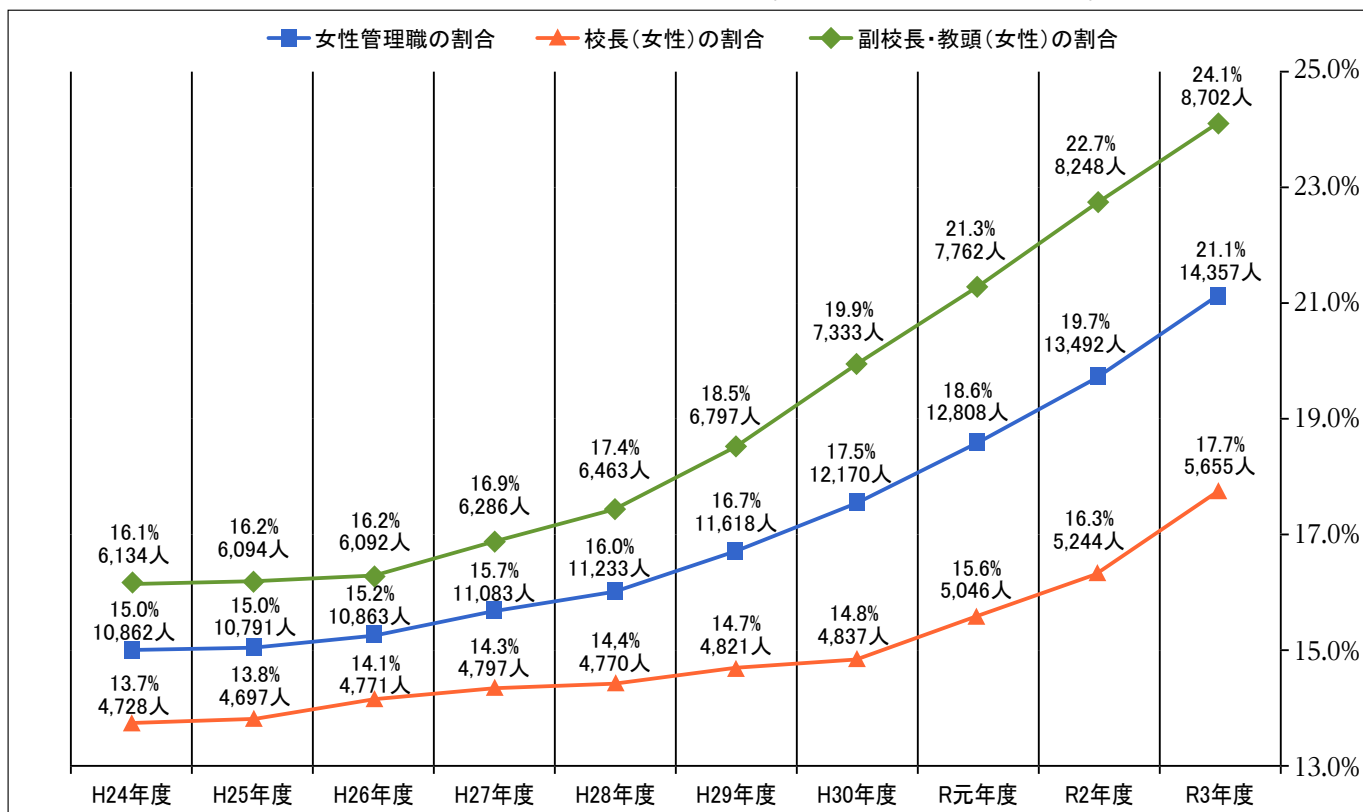


〈参考2〉教育職員の懲戒処分等の状況

| 区分 | 年度 | 懲戒処分 | | | | | 訓告等 | 総計 |
|---------------|----|--------------|-----------|-----------|----------|--------------|-----------|--------------|
| | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 | | |
| 交通違反・ 交通事故 | 2 | 14 | 38 | 31 | 74 | 157 | 1,975 | 2,132 |
| | 元 | 36 | 26 | 58 | 84 | 204 | 2,283 | 2,487 |
| 体罰 | 2 | 1 | 12 | 43 | 48 | 104 | 289 | 393 |
| | 元 | 0 | 18 | 68 | 56 | 142 | 408 | 550 |
| 性犯罪・ 性暴力等 | 2 | 113 (91) | 45 (5) | 17 (0) | 3 (0) | 178 (96) | 22 (0) | 200 (96) |
| | 元 | 153 (121) | 50 (5) | 16 (0) | 9 (0) | 228 (126) | 45 (0) | 273 (126) |
| 上記以外の 理由 | 2 | 42 | 68 | 99 | 62 | 271 | 1,104 | 1,375 |
| | 元 | 23 | 63 | 95 | 75 | 256 | 1,110 | 1,366 |
| 合計 | 2 | 170 | 163 | 190 | 187 | 710 | 3,390 | 4,100 |
| | 元 | 212 | 157 | 237 | 224 | 830 | 3,846 | 4,676 |

※性犯罪・性暴力等の()は、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力による件数で内数

〈参考3〉職種別の女性管理職の人数と割合(平成24年度～令和3年度)



〈参考4〉 ハラスメント防止措置の実施状況 (令和3年6月1日現在)

| 区 分 | | パワーハラスメント | セクシュアル ハラスメント | 妊娠・出産・育児休業・介護 休業等に関するハラスメント |
|---------------------------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------------------|
| 要綱・指針等 の策定 | 都道府県 | 47団体 (100%) | 47団体 (100%) | 46団体 (97.9%) |
| | 指定都市 | 20団体 (100%) | 20団体 (100%) | 20団体 (100%) |
| | 市区町村等 | 1,375団体 (78.8%) | 1,393団体 (79.9%) | 1,296団体 (74.3%) |
| 厳正に対処する 旨の方針等の規 定、職員への周 知・啓発 | 都道府県 | 47団体 (100%) | 47団体 (100%) | 44団体 (93.6%) |
| | 指定都市 | 20団体 (100%) | 20団体 (100%) | 20団体 (100%) |
| | 市区町村等 | 1,091団体 (62.6%) | 1,145団体 (65.7%) | 1,059団体 (60.7%) |
| 相談窓口 の設置 | 都道府県 | 47団体 (100%) | 47団体 (100%) | 47団体 (100%) |
| | 指定都市 | 20団体 (100%) | 20団体 (100%) | 20団体 (100%) |
| | 市区町村等 | 1,292団体 (74.1%) | 1,341団体 (76.9%) | 1,249団体 (71.6%) |
| 研修の実施 | 都道府県 | 47団体 (100%) | 47団体 (100%) | 46団体 (97.9%) |
| | 指定都市 | 19団体 (95.0%) | 20団体 (100%) | 19団体 (95.0%) |
| | 市区町村等 | 957団体 (54.9%) | 954団体 (54.7%) | 904団体 (51.8%) |

調査結果を踏まえた今後の対応

■精神疾患による病気休職者等数関係

- ・労働安全衛生管理の充実などメンタルヘルス対策等の一層の推進
- ・勤務時間管理の徹底をはじめとする学校における働き方改革の一層の推進
- ・パワーハラスメントなどハラスメント防止措置の徹底
- ・過剰要求等に適切に対応するための弁護士等による法務相談体制の整備の促進 等

■懲戒処分等の状況関係

- ・体罰根絶に向けて各教育委員会等に対する指導等の実施
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律や同法に基づく基本指針等を踏まえた取組の推進
 - >研修・啓発、早期発見のための定期的な調査、事案発生時の適切な調査等の推進、相談体制の充実
 - >特定免許状失効者等データベースの構築、官報情報検索ツールの管理・活用
 - >児童生徒性暴力等を行った教員について原則として懲戒免職とすること、告発を遺漏なく行うことの徹底
 - >予防的な取組の推進(執務環境の見直しによる密室状態の回避、教育指導体制の見直しによる組織的対応、児童生徒等とSNS等による私的なやり取りを行ってはいけないことの明確化など)等

■女性管理職の割合関係

- ・第5次男女共同参画基本計画等を踏まえ、校長及び副校長・教頭それぞれについての目標設定の推進等

■ハラスメントの防止措置の実施状況関係

- ・市区町村教育委員会も含め、事業主である教育委員会が講ずべき措置が確実に実施されるよう取組を要請

■その他

- ・調査結果を踏まえた人事行政を適切に行う上での留意事項の通知、人事担当者を集めた研修会の実施

第3回「教育データ利活用 ロードマップについて」

デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当 横田洋和

先月号では、教育関連のプロジェクトの1つとして、GIGA スクール構想に関する教育関係者へのアンケートについて紹介しました。今回は、同じく具体的な例として、[教育データ利活用ロードマップ](#)について、御懸念の声に対する考え方（3. 参照）を含め、御説明します。なお、本文中の下線は筆者による追加であるとともに、本文の内容は、執筆者の個人としての見解を一部含んでいます。

1 ロードマップの経緯について

(1) 検討の開始

教育データの利活用については、令和2年7月より、文部科学省において「[教育データの利活用に関する有識者会議](#)」を開催しており、令和3年3月には、同会議において「[論点整理（中間まとめ）](#)」が取りまとめられました。同論点整理においては、教育データの定義や利活用の原則、利活用の目的（将来像の具体的なイメージ）、利活用の視点（一次利用（現場実践目的）と二次利用（政策・研究目的）、公教育データと個人活用データ）、教育データの標準化等が言及されています。その中でも、[生涯を通じたデータ利活用](#)については、希望する者が、公教育データだけでなく、自身の様々な個人活用データを集約し、本人が自由に使えるようにすることで利便性が高まる一方で、多様な分野の事業者等との間でデータを安全にやり取りする必要があるため、政府全体において検討を深める必要があるとされました。

また、「[ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）](#)」（令和3年6月3日教育再生実行会議）においても、「国は、これらの教育データについて、個人が学習等に活用する際のサポート、教師による個に応じた指導や支援、蓄積されたビッグデータの分析による新たな知見の創出や政策への反映等を実現するため、環

境の構築に向けた全体構想を示す」旨が記載されました。

これらも踏まえ、「[デジタル社会の実現に向けた重点計画](#)」（令和3年6月18日閣議決定）において、「[学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、関係府省庁間で検討し、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだロードマップを提示する](#)」旨が記載され、また、[先月号で紹介](#)させていただいた、GIGA スクール構想に関するアンケートの取りまとめにおいても、同様の記載がなされました。これらを受けて、[内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（当時。令和3年9月1日以降はデジタル庁。）](#)、[文部科学省](#)、[総務省](#)、[経済産業省](#)がともに検討を行ってきました。

なお、このような4省庁間での連携は、GIGA スクール構想の推進に当たって、それ以前から行われていたものです（こちらの[リンク](#)の9頁を御覧ください）。また、この連携は、[昨年12月号でも紹介](#)させていただいたとおり、生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国による関与（予算措置等）が大きく他の分野への波及効果が大きい「[準公共分野](#)」のデジタル化の一環として、同分野の1つとして指定されている「教育」について行っている、[関係省庁との共同プロジェクト](#)という位置付けであり、デジタル庁が単独で検討していたものではありません。

(2) 検討状況の公表・国民からの意見募集等

デジタル庁、文部科学省、総務省、経済産業省（以下「デジタル庁及び関係省庁」という。）では、[令和3年10月25日から11月26日](#)までの間、教育データ利活用ロードマップの検討状況についての資料を公表した上で、[デジタル庁アイデアボックス](#)を活用し、[広く国民の皆様からの御意見を募集](#)しました。意見募集では、①テーマにご関心のある皆様と、②主に教育またはデータ分野に専門的な知見のある方に分け、[教育データを利活用する上で](#)

留意すべき点は何だと思うか、また、教育データの蓄積・流通のアーキテクチャ構築に当たって必要なことは何だと思うかについて、自由記述でコメントをいただきました。そこでの御意見や、ロードマップへの反映状況、また、個別に行った有識者との意見交換の概要については、全て[こちらの](#)ウェブサイトで公開されています。例えば、[教育データの利活用に際しての安全・安心の確保や、データの利用権限、校務のデジタル化の推進、データ連携による支援が必要な子どもへの支援の実現、時間軸を含めた工程表の明確化などについて](#)、そこでの御意見も踏まえつつ、[修正・追加を行った上で、最終的にロードマップを取りまとめ、公表しております](#)。全体のスライドの分量も検討状況の公表時点からは約2倍程度と、大幅に充実されていますので、是非ご覧いただければと思います。

また、同ロードマップの検討状況については、「行政事業レビュー 秋のレビュー」や、デジタル庁「[データ戦略推進ワーキンググループ\(第1回\)](#)」、内閣府「[総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ\(第3回\)](#)」、文部科学省「[教育データの利活用に関する有識者会議\(第6回\)](#)」においても紹介や意見交換をさせていただきました。

(3) 策定・公表

その後、デジタル社会形成基本法（令和3年9月1日施行）等に基づき策定された「[デジタル社会の実現に向けた重点計画](#)（令和3年12月24日閣議決定）」においては、「教育データの利活用を促進する上では、学校教育のみならず民間教育や生涯学習など、[学習者の生涯にわたる学びを包括的に捉え、整合性を持って施策を進めていく必要がある](#)。このため、[学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」を速やかに策定し、それも踏まえ、スピード感を持って取組を進める。](#)」と記載がなされました。

これも踏まえ、[デジタル庁及び関係省庁において、令和4年1月7日に、ロードマップを取りまとめ、公表したものです。](#)

2

ロードマップの内容について

公表されている「教育データ利活用ロードマップ」は[こちらのリンク](#)になりますので、是非、[この原典を御覧いただいた上で、今後の皆様の取組の参考となれば幸いです。](#)以下、主な中身を紹介させていただきます。

(1) 概要（ロードマップ1～3頁参照）

本ロードマップは、簡単に申し上げれば、[今後の教育データの利活用に向けた施策の全体像と、その青写真をデジタル庁及び関係省庁で描いたものです。](#)まず、ロードマップでは、以下の図のように、教育のデジタル化を、[① Digitization、② Digitalization、③ Digital Transformation](#)、の3段階で考えています。[第一段階の Digitization](#) は、簡単に申し上げれば紙のプロセスのデジタル化であり、GIGA スクール構想の推進により、[1人1台端末の整備は概ね完了しました。](#)他方、[GIGA スクール構想に関するアンケートの取りまとめ](#)でも、学校のネットワーク環境の更なる改善や教職員端末の整備・更新をはじめ、[学校現場の更なる ICT 利活用環境の強化が必要であることが示されており、先月号で紹介させていただいた、今後の施策を着実に推進していく必要があります。](#)

次に、[第二段階の Digitalization](#) は、ICT を活用して、[学習者主体の教育への転換や教職員が子供達と向き合える環境を整備していくことであり、これが本ロードマップの主なスコープとなります。](#)デジタルは手段であって目的ではなく、[累次の閣議決定で示されているとおり、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、そして、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」](#)を教育分野でも進めていく、ということです。

最後に、[第三段階の Digital Transformation](#) は、[デジタル社会を見据え、教育の在り方をアップデートしていくことであり、「中央教育審議会初等中等教育分科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」](#)や、「[総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ](#)」といった場においても、検討が行われていることと承知しています。

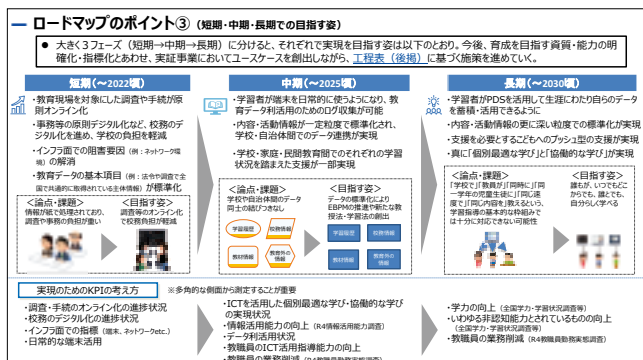
こうした段階を踏まえた上で、教育のデジタル化のミッ

ションを「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」と掲げました。これは、「学べる」とあるように、学びの主体は学習者であり、学習者が自分の意思の下に教育データを利活用するということです。あくまで一例ですが、例えば、地理的・時間的制約にかかわらず、学校内外の様々な学びのリソースにアクセスし、自らの興味関心にあった教材で学んだり、様々な大人から学ぶことが出来るといったことをイメージしています。こうしたミッションを実現するため、教育データの蓄積・流通の全体設計（アーキテクチャ）のイメージを提示しています。



その上で、教育データの全体像やデータの標準化、プラットフォーム関連施策の在り方、学校・自治体等のデータ利活用環境の整備、教育データ利活用のルール・ポリシー、生涯にわたる学びの環境整備といった、それぞれの論点を整理しています。

また、昨年10月時点ではなかったスライドとして、以下の図にある、短期・中期・長期での目指す姿というものを整理しました。デジタル庁及び関係省庁では、学校現場の先生方が国際調査でOECD諸国の中で最も勤務時間が長く、かつ、新学習指導要領の着実な実施とあわせ、GIGAスクール構想を踏まえた対面とオンラインのハイブリッドの学びの実現や、新型コロナウイルス感染症の感染予防と子供達の学びの保障などに、日々御尽力されていることを存じています。



このため、まず、短期（2022年頃）での施策として、「教育現場を対象にした調査や手続が原則オンライン化」や、「事務等の原則デジタル化など、校務のデジタル化」を掲げました。例えば鳥取県では、システム共同化だけでなく、団体の枠を超えた校務の統一・標準化を目指し、帳票の全県下統一化（標準化）や県下全ての市町村立小中学校における公簿の電子化を行い、教員1人平均、年間約150時間の業務時間削減を実現したとされています（第1回デジタル社会構想会議（令和3年9月28日）平井構成員資料より）。このように、デジタルの活用により学校現場の負担を軽減し、皆様にデジタル化のメリットを実感していただくことが、教育データ利活用の前提として、まず重要だと考えています。

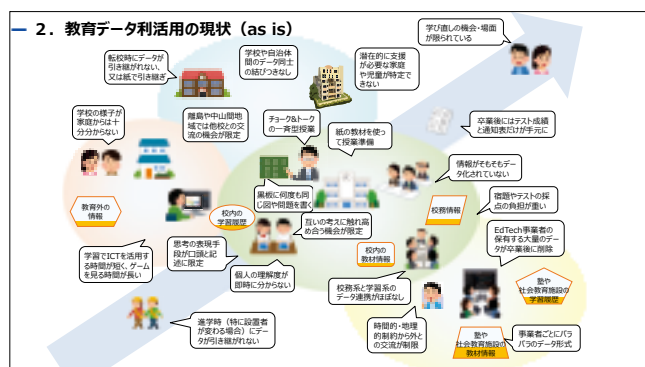
また、中期（2025年頃）では、学習者が端末を日常的に使うようになり、教育データ利活用のためのログ収集が可能になったり、内容・活動情報が一定粒度で標準化され、学校・自治体間でのデータ連携が実現されることを目指しています。なお、勿論ですが、ログ収集の主体はあくまでも学習者や学校等であって国ではありません。また、後述のとおり、本ロードマップが目指しているのは、教育データの「一元化」ではなく、学校や自治体間でばらばらの記載方式になっているデータの形式を揃えるなどの「標準化」をすることで、関係機関間での技術的な相互運用性を確保し、利活用を容易にするということであり、そうした利活用は、個人情報保護のルールに則って行われるということには言うまでもありません。

最後に、長期（2030年頃）では、学習者がPDS(Personal Data Store)を活用して生涯にわたり自らのデータを蓄積・活用できるようになることなどを目指しています。PDSとは、「他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み（システム）であって、第三者への提供に係る制御機能（移管を含む）を有するもの」とされており（IT総合戦略本部 データ流通環境整備検討会「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめ」（平成29年3月））、つまり、学習者が自らの意思の下で、生涯にわたり自らのデータを蓄積・活用できるようになるということです。国が個人のデータを一元的に管理することは真逆のもので、自分の知らない所で望まないデータが誰かに集められる、収集が行われるということではありません。

(2) 教育データ利活用の現状と目指すべき姿 (ロードマップ7~8頁参照)

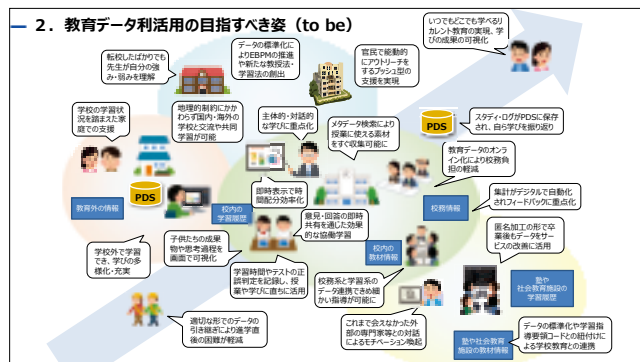
関係省庁とともに、教育データ利活用の現状を以下のように整理しました。いくつか例を挙げますと、緑色の学校においては、情報がそもそもデータ化されていない、宿題やテストの採点の負担が重い、校務系と学習系のデータ連携がほぼなされていない、個人の理解度が即時に分からないといった課題が挙げられます。また水色の他の学校・自治体間においては、学校や自治体間のデータ同士の結びつきがない、潜在的に支援が必要な家庭や児童が特定できないといったこと、また斜めの矢印にある時間軸で見ると、進学時（特に設置者が変わる場合）にデータが引き継がれないことがあるという課題が挙げられています。すなわち、先述した、DigitizationとDigitalizationの双方について、施策の推進が必要であるということです。

なお、この図はあくまでも全体像のイメージであり、全ての学校現場等がこのような状態であるということを示しているものではありません。



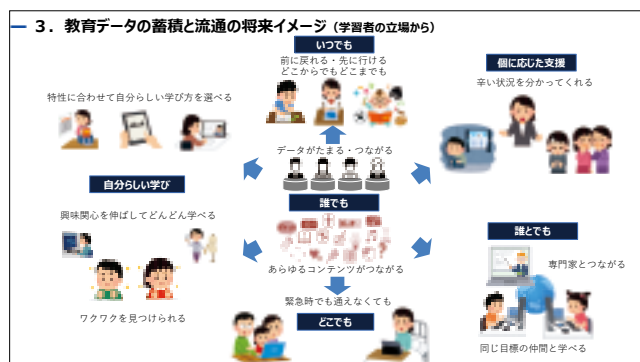
そして、右側の図ではそれに対応して、目指すべき姿を示しております。例えば学校では、教育データのオンライン化による校務負担の軽減や、集計がデジタルで自動化されフィードバックに重点化できること、校務系と学習系のデータ連携できめ細かい指導が可能になること、学習時間やテストの正誤判定を記録し、授業や学びに直ちに活用できること、をイメージしています。他の学校や自治体間では、データの標準化によりEBPMの推進や新たな教授法・学習法の創出が可能となったり、官民で能動的にアウトリーチをするプッシュ型の支援を実現することをイメージしています。すなわち、デジタルの活用により、こども達1人ひとりの多様なニーズによりきめ細かに対応したサポートや、先生方の業務負担の軽減を実現することを目指しているの

であって、個人の教育データが、個人情報保護のルールを無視して、行政機関や民間事業者に広く利活用されることを目指しているものでは全くありません。

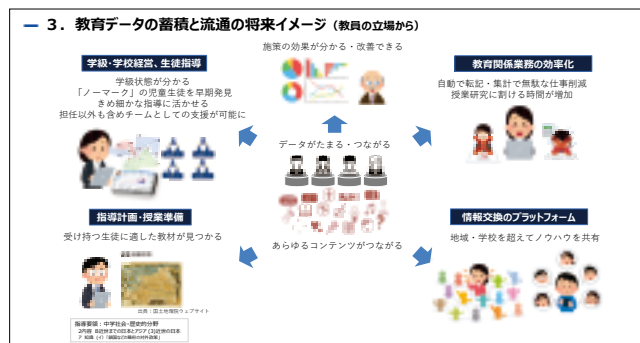


(3) 教育データの蓄積と流通の将来イメージ (ロードマップ12~17頁参照)

次に、学習者、教員、保護者等それぞれの立場からの、教育データ利活用のメリットのイメージを整理しました。例えば学習者にとっては、自分の特性に合わせて自分らしい学び方を選べたり、興味関心を伸ばしてどんどん学べること、理解度に応じて前に戻ったり先に行けること、が考えられます。



また、教員にとっては、例えば、これまで見守りの対象となっていなかった、いわゆる「ノーマーク」の児童生徒の早期発見や、担任以外も含めチームとしての支援が可能になること、受け持つ生徒に適した教材が見つかることが考えられます。



これらはあくまでもイメージですが、データ利活用の具体的な事例については、3. (1)で後述させていただきます。

(4) 調査等のオンライン化・教育データの標準化 (ロードマップ 20～21 頁参照)

データ利活用の前提として、紙媒体での管理では、効率的なデータの流通・蓄積は出来ないことから、現在、法令に基づく事務や各種調査で使用されている情報のデジタル化(Digitization)がまずは喫緊の課題です。特に、国から自治体や学校現場に対して行う調査等のうち多くが、メール・エクセル等で実施されており、集計・取りまとめ作業に負担がかかっていると承知しています。このため、文部科学省において、国が学校等に直接アンケート調査を行い、比較的簡易に実施できるツールの実証・開発を行い、データ利活用による学校教育改善、及び学校・教育委員会・国の業務負担の軽減につなげることを目指していきます。

また、利活用環境の整備の一環として、データの「一元化」ではなく「標準化」、すなわち、異なる学校・自治体間でも、同じデータをバラバラの形式で記載することなく、必要な場合にデータ連携が容易にできるように「データの入力方式や作成方法を規格化・共通化していくこと」を進めていきます。標準化の例を挙げると、「学校コード」として、学校種を小学校をB1、中学校をC1といった形で入力したり、〇〇高等学校について入力する際に設置者名は入れないことを原則とする、といったデータ標準を設定しています。これによって、入力方式の違いのために起こる、各自治体等の作業の複雑化を軽減することが可能になります。

データの標準化は、教育データの相互流通性の確保が目的であるため、あらゆる取得できる可能性のあるデータを対象に行うのではなく、全国の学校、児童生徒等の属性、学習内容等で共通化できるものを対象としています。また、そこで定義している情報を各学校等で集めなければ

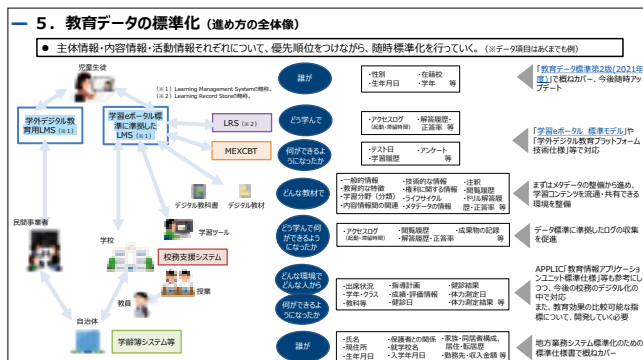
ならないものではありません(法令等で規定されている情報等は、当該規定に従う必要があります)。標準項目以外に各学校設置者、学校で必要と考えるデータがあれば独自に定義して活用することは可能です。

教育データは、大別すると、①主体情報：児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義、②内容情報：学習内容等を定義、③活動情報：何を行ったのかを定義(狭義の学習行動のみだけではなく、関連する行動を含む)、の3種類に分けられます。このうち、①主体情報に係る標準については、文部科学省において昨年末に、「[文部科学省教育データ標準第2版\(2021年度\)](#)」として公表しました。今後は、②内容情報及び③活動情報について、本年秋頃に標準を公表する予定であり、現在洗い出しを行っていることを承知しています。どのような情報を標準化していくかのイメージは、左側の下図になります。

(5) 教育分野のプラットフォームの在り方 (ロードマップ 22～32 頁参照)

「包括的データ戦略」においては、健康・医療・介護、防災、農業、インフラ、スマートシティなどと並んで、教育が重点的にプラットフォームの整備に取り組むべき分野の1つとして取り上げられていることから、教育分野のプラットフォームの在り方について、同戦略に基づき、整理を行いました。

まず、データ連携における新たな価値を、上記(3)も踏まえ、学習者、保護者、教員、学校設置者、研究機関、民間企業といった関係者ごとに整理した上で、その価値を果すために、必要となるプラットフォームの機能は何かということについて検討しました。具体的には、例えば学習者にとっては、散在する自らの教育データを統合・分析して学習の最適化を図ることができる仕組み(データに基づいた最適な教材・指導案の検索やレコメンド)・教育以外のデータを含め、自らの同意の下でデータを集約・活用できる仕組み(PDS・情報銀行)が考えられます。また、教員にとっては、データに基づく学習状況の客観的な分析や、教員の経験知の共有を行うことで、経験からエビデンス重視の指導へシフトし、きめ細やかな指導を実現できる仕組みが考えられます。さらに、学校設置者にとっては、学校の現状を客観的に把握することができる仕組み(教育ビッグデータの分析に基づいた評価・改善、優れた教員の指導の可視化・



[科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に
向けた学校教育の在り方に関する特別部会 \(第1回\)](#)」、2月9日の「[総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材
育成ワーキンググループ\(第6回\)](#)」、2月21日の「[教育デー
タの利活用に関する有識者会議 \(第7回\)](#)」といった場において、本ロードマップやQ & Aについて資料紹介や意見交換をさせていただいているところです。引き続き、関係省庁と「ワンチーム」となって、多様な関係者との対話を行いながら、教育のデジタル化の推進に取り組んでまいります。

5. おわりに

今回は、デジタル庁と教育との関わりの具体的な事例の1つとして、教育データ利活用ロードマップについて紹介しました。

私自身は、こうした様々な御懸念や御不安を解消しながらも、教育のデジタル化を進めることは非常に重要だと考えています。それは、国家が個人の教育データを一元的に管理するいわゆる「監視社会」や、こどもの個人情報を商売のために利用しやすくするなどということでは全くありません。何よりも、こどもを学びの主語に据え、貧困や虐待等の困難を抱えるこども達をはじめ、一人ひとりのこども達のニーズに合った教育とともに、それを支える、学校現場の先生方がこども達と向き合える環境整備を、デジタルを手段として実現するということです。この思いを、今一度、教育関係者の皆様と共有させていただきたく存じます。

[昨年12月号でも紹介](#)させていただいたとおり、デジタル庁が目指すデジタル社会のビジョンは、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、そして、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」です。だからこそ、デジタル社会形成基本法には、第10条（基本理念）において「デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるとともに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られなければならない。」と規定されるとともに、第33条（施策の策定に係る基本方針）として、「デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、サイバーセキュ

リティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十七条第二項第十四号において同じ。）の確保、情報通信技術を用いた犯罪の防止、情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保、情報の改変の防止、高度情報通信ネットワークの災害対策、個人情報の保護その他の国民が安心して高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を行うことができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。」旨規定されました。また、既に、デジタル庁の発足前から、デジタル改革関連法案の1つである整備法において、個人情報保護法の改正を行い、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとしています。これにより、いわゆる「2000個問題」の解消など、個人情報の保護措置の強化に取り組んできたところであり、デジタル社会の形成に当たって不可欠である「安心・安全」の確保について、関係者の皆様の声を丁寧に伺いつつ、関係府省庁とも連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

次回は、教育も含んだ「こども」に関わる文脈として、「[こどもに関する情報・データ連携](#)」に関する施策動向について紹介させていただく予定です。

（デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当 横田洋和）

東京都葛飾区教育委員会

オンライン生涯学習の推進

～ICTを活用した学びの仕組み作り～

はじめに

令和2年2月、日本中に新型コロナウイルス感染拡大の不安が広がり、「不要不急の外出自粛」が呼びかけられる中、生涯学習課の事業は軒並み中止・延期となりました。このような状況下においても、区民に対し学習の機会を提供するために、ICTを活用した学びの仕組み作りに全力を注いできた2年間の歩みを、振り返ります。

1. 区民の学びを止めないために

コロナ禍で多くの事業が中止・延期となったことをきっかけに、区民の学びを止めないために、「密」を避けながら実施できる方法を工夫した令和2年度の取組を紹介します。

(1) 事業のライブ配信

①ストリートダンス教室の発表会

中学生を対象としたストリートダンス教室では、1年間の練習の成果を披露する場として、例年3月に発表会を開催していますが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月に開催できず延期となっていました。「新しい生活様式」により区施設が使用可能となり、7月に開催することを決定したものの、会場の人数制限もあるため、例年のように関係者に観覧いただくことが難しい状況でした。

そこで、初めての試みとしてZoomのミーティング機能を活用し、発表会の様子をライブ配信することで、保護者などの関係者が来場せずに自宅からご覧いただける態勢を整えました。

②NPOとの協働による子ども文化芸術教室

小学生を対象とした音楽教室「うたってみよう、奏でて

みよう、きいてみよう!」は、例年、子どもたちが合唱や合奏を行うところを会場内で保護者が参観するという形で実施してきました。しかし、コロナ禍においては、特に合唱や合奏の際にソーシャルディスタンスを保つ必要があり、会場内の「密」を避けるためには、募集人数を減らした上で、さらに保護者の入場をお断りするしかありませんでした。

そこで、ストリートダンス教室の経験を活かし、保護者が別室あるいは自宅からZoomで子どもたちの様子を毎回ご覧いただけるようにしました。本事業においても、1年間の成果として最後に発表会が予定されていましたが、これについても保護者にはZoom越しに披露することとなりました。PCやタブレットを使い慣れていない方にもご覧いただけるよう、同じ建物内の別室でスクリーンに子どもたちの合唱や合奏の様子をリアルタイムで投影しました。

(2) 双方向型オンライン講座

①ストリートダンス教室オンラインレッスン

ストリートダンス教室では、令和2年度よりオンラインレッスンを導入しました。レッスンをZoomでライブ配信し、自宅からの受講者もカメラをオンにし、講師と受講者が、カメラ越しに双方向のコミュニケーションが取れるようにしまし



た。また、ステップの細かい動きがカメラ越しでもわかるよう、講師の足元をクローズアップした映像を流すなど、オンラインであっても、講師と参加者が一体感を醸成できるような工夫もしました。これにより、遠方の生徒が気軽に受講できるようになっただけでなく、普段は会場参加の生徒であっても、会場に行けない回はオンラインで参加するという選択肢が加わり、利便性が格段に向上しました。

② NPO との協働による子ども文化芸術教室

本講座は新型コロナウイルス感染症の「第2波」が落ち着いた9月から対面でスタートしましたが、12月に「第3波」が到来し、一堂に会して合唱や合奏を行うことが困難な状況に陥りました。しかし、先述のとおりZoomを活用して保護者に参観していただくという素地ができあがっていたため、速やかにオンライン講座へ切り替えるという判断ができました。自宅からカメラをオンにして参加した児童たちに向けて、講師が会場から呼びかけながら、歌や演奏をお届けしました。途中で転居した児童が海外から参加してくれたのは、関係者一同、オンラインのメリットを実感した出来事でした。

③ 団体・サークル支援講座

Zoom 活用のノウハウが蓄積されてきたところで、いよいよ会場とオンラインのハイブリット方式で講座を実施することとしました。また、開催に先立ち、講座申込者を対象に、初心者向けの「Zoom 操作体験会」を開催しました。体験会の講師は職員が務めました。マンツーマンに近い形で丁寧の説明を行ったこともあり、オンライン参加に切り替えた方もいらっしゃいました。講座当日は、Zoom のブレイクアウトルーム機能を活用し、会場だけでなくオンラインでもグループ討議を行いました。非常に好評で、参加者から「今後もリモートで学習したい」という声が聞かれました。

(3) YouTube での動画配信

① 職員対象の動画制作研修

コロナ対策として既存事業の動画化に取り組むにあたり、職員の動画制作スキルをアップさせることが必要不可欠と考え、魅力ある動画作りや、撮影から編集までのテクニックについて初歩から学ぶことを目的に、プロを招いて研修を実施しました。コロナ禍で動画制作を検討している事業課が多いのではないかと考え、全庁的に参加希望者を募ったところ、定員を大幅に超える申し込みがあり、時代に合った区民サービスの提供につながりました。

② 子ども食育クッキング

毎年度、小学生や親子を対象に対面で開催している「子ども食育クッキング」は、応募者多数で抽選になることが多い人気講座ですが、コロナ禍で調理実習室の使用ができず、開催できない状況でした。そこで、在宅でも好きな時間に学んでもらえる方法として、5本の動画を作成しました。これにより、今まで“人見知りで参加できなかった子”や“女子が多くて参加しづらかった男子”にも学んでもらえるのではないかと狙いもありました。撮影と編集こそ業者委託したものの、絵コンテ作り、食育に関するクイズのアニメーション作成などは、すべて職員が行いました。第2弾として和菓子の動画をアップした際には、日本の伝統を外国の方にも知っていただきたいという思いから英語字幕をつけましたが、その翻訳作業を行ったのも職員です。動画の長さを2分前後とすることで、ちょっとした隙間時間に、気軽に見ていただけるよう工夫しました。苦勞の甲斐あって、再生回数は延べ7,000回に迫る勢いとなっています。



③ テントの組み立て方

動画作成のノウハウを得たところで、感染リスクの低い屋外レジャーとしてキャンプが注目されていることを踏まえ、貸出用アウトドア器材についても動画でPRすることとしました。貸出器材の中でも組み立てが難しい「テント」について、職員が実演した動画を公開したところ、再生回数3,000回を超える人気動画となっています。

2. 利用しやすい学習機会の提供

コロナ禍をきっかけにオンライン化を加速させた令和2年度は、“誰ひとり取り残さない”ことを目指し、区民が安心して学べる仕組みを構築した結果、対面での事業よりも、

さらに多くの方に学びの機会を提供することができました。今やオンラインの活用は「感染症対策」ではなく「ニューノーマル」となっています。時代のニーズに合わせた行政サービスを提供するという観点から、持続可能な事業として、新たな学びの形を広げた令和3年度の実績を紹介します。

(1) note

生涯学習課では、場所や時間にとらわれず、どなたでも学べる機会を提供するポータルサイトの構築を進めていますが、個別にシステムを開発することで、生涯学習事業に必要な機能を装備できるようにするためには、コストが高くなるのが課題となっています。そこで、第一歩として、コストがかからない既存のASPサービス「note」を活用したホームページを作り、ノウハウを蓄積した上で、ポータルサイトの本格導入までの道筋をつくることとしました。株式会社noteが令和2年から「地方公共団体支援プログラム」として無償提供している、自治体のオウンドメディア構築SaaS「note pro」での運用です。構築にかかる初期費用も保守等のランニングコストもかからない上、無償でnoteディレクターによるアドバイスや運用フォローアップという支援を受けることができます。

これまで生涯学習課として発信してきた情報は、各事業の説明や、講座の募集案内にとどまっていた。広報紙やホームページに載せられない、職員と共に講座を作り上げてくださる方々の熱意や、講座当日を迎えるまでのワクワク感を区民の皆様とシェアするために、令和3年10月からブログによる情報発信を開始しました。noteでは、事業にかける思いなど、過程や裏側を語るができます。また、操作も非常に簡単なので、伝えたいことを発信するまでの期間を短縮でき、スピード感ある情報発信ができるようになりました。



(2) 事業のライブ配信

① Zoom ミーティングによるライブ配信

前年度に培ったノウハウを活かし、令和3年度は「かつしか区民大学」の講座で積極的にZoomを活用することで、オンライン受講が可能な講座を増やしました。区民運営委員会企画講座「葛飾の魅力再発見 “葛飾花しょうぶと菖蒲園の歴史”」は、もともと会場とオンラインの併用で実施予定でしたが、「第4波」により会場開催を急きよ取りやめる事態となり、オンライン開催のみとなりました。「かつしか区民大学」には、若い世代の受講者が少ないという課題がありますが、本講座の参加者から「若い女性が1人で参加すると浮いてしまわないかと不安だったので、参加者同士の姿が見えないオンライン開催は参加しやすかった」との感想が寄せられ、課題解決の糸口が見えてきました。区外からの申し込みもあり、葛飾区をPRする機会にもなったと考えています。このほか、「司法書士が教える“相続”の知識」「知って得する年金講座」「北島尚志講演会 “遊びは子どもの主食です。子どもの時間を奪わないために”」などの講座についても、会場とオンラインの併用で実施しています。

② YouTube によるライブ配信

令和3年9月のかつしか区民大学特別講演会「“ダメ!”だけでは“だめ” ネットやゲームとの付き合い方」は完全オンライン開催で、初めてYouTubeによるライブ配信を行うこととしました。ただし、「かつしか区民大学」には単位認定制度があり、講座の受講者管理を行う必要があります。「公開」が原則の葛飾区公式YouTubeチャンネルでは、不特定多数が視聴できてしまうため、参加者を把握することができません。そこで、生涯学習課で新たに公式YouTubeチャンネルを立ち上げるに至りました。このチャンネルでは、原則として動画を「限定公開」とし、申込者のみにURLを通知することで、受講者管理を行うこととしています。なお、本講演会では講師にリモートでご出演いただきました。区施設にいる司会者と、遠方の講師とが参加しているZoomミーティングをライブストリーム配信するという方法を採用しました。

(3) YouTube でのオンデマンド配信

11月の特別講演会「意識に届くデザイン～サインデザインとピクトグラム～」と、2月の特別講演会「ユーモアイラストで楽しく紐解くSDGs」に関しても、会場とオンライン併用での開催を検討しましたが、来場者の多い特別講演会

で、会場対応が手薄になることを避けるため、職員の人手が割かれるライブ配信ではなく、講演の録画を後日期間限定でYouTubeにアップする「オンデマンド配信」を実施することとしました。これにより、応募者多数で落選となってしまった申込者も、後日YouTubeで視聴することが可能となり、より多くの方に学びの機会を提供できるようになりました。これらの講演会についても、受講者管理のため、先述の生涯学習課公式YouTubeチャンネルに「限定公開」でアップします。

(4) YouTubeでのオンライン講座

令和2年度に公開した「子ども食育クッキング」や「テントの組み立て方」の動画は、どなたにでもご覧いただけるよう、葛飾区公式YouTubeチャンネルに公開していますが、新たな取り組みとして、かつしか区民大学単位認定講座に、YouTube上で動画を視聴するオンデマンド形式の講座を試験的に導入しました。オンライン用に事前に動画を収録し、期間限定で「生涯学習課公式YouTubeチャンネル」に限定公開し、都合の良い時間に受講してもらうというものです。令和3年度は「子どもの自己肯定感を高める子育て～我が子に教える命の教育～」と「和食文化入門（全3回）」の公開を控えています。特に後者は、録画のメリットを活かし、ロケ先での取材映像も盛り込んだ内容を予定しています。

おわりに

オンラインを活用した講座展開や、noteでの情報発信を通じて、これまで生涯学習課の講座を受けたことのない層にも興味を持っていただき、学びを通じたつながりの輪が広がることを期待しています。学んだ成果を地域での活動に活かし、さらなる課題解決のために新たに学ぶというような、学びと活動を好循環させるための「つながりづくり」に寄与できるような講座や記事を増やしていく予定です。

さらに、ポータルサイトの一環として、ご自身が受講した講座の履歴を管理できるマイページ機能の構築など、利用者に寄り添ったサービスの提供を目指しています。

また、オンライン化を進めていくにあたり、デジタルに対するリテラシーを職員全体で向上させていく必要も生じています。DX時代の人材戦略として、OJTではなく“リスク

リング”が注目を集める昨今、必要な知識を身につけるきっかけ作りとして、ITパスポート試験にも挑戦しており、すでに数名の合格者を輩出しています。職員同士で試験対策の情報交換を行う中で、「デジタルに関することは特定の職員だけが詳しくれば良い」という考えが払拭され、苦手意識が軽減しつつあります。講座の企画段階で、オンライン対応ができないか必ず検討するようになり、時代に合わせた学びの手法の整備が進んでいます。

千葉県南房総市教育委員会

0歳から15歳 保幼小中一貫教育の推進

～子どもが地域に誇りと強い思いを持ち、自己の可能性を伸ばす特色ある教育の推進～

はじめに

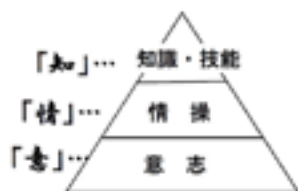
【教育への思い】

南房総市は、千葉県の最南端に位置し、少子高齢化が進み、社会・経済的基盤の弱い地域である。その一方で、豊かな自然と人々の温かさに恵まれた地でもある。

「最南端は、最先端」の思いを持ち、その特性を踏まえて、少子高齢等の課題解決に立ち向かい、自らの人生を力強く生きていく子どもたちを育てていきたいと考えている。

【教育の理念】知・情・意の一体

「知識・技能」の習得は、素直さや豊かな感性などの「情操」と、やり遂げるための強い気持ちや我慢強さなどの「意志」が一体となつて



て可能となると考える。かけ算九九を身につけるにも、跳び箱を跳ぶにも、指導に素直に耳を傾ける「情」と、諦めずに繰り返す「意」が欠かせない。「知」に関わる活動の中で、「情」と「意」を育てることで「知・情・意の一体」となった心豊かでたくましい人間が育まれると考える。

以上のような思い・理念を踏まえ、今年度は、4つの柱で具体的に取り組んでいる。

① 学力の向上

「南房総に残っても、離れても、どこへ行っても通用する学力」の定着

② 南房総学の推進

「南房総に残っても、離れても、どこへ行っても支えとなる、故郷への誇りと強い思い」の涵養

③ 非認知能力の育成

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の中学校卒業までの切れ目ない育成

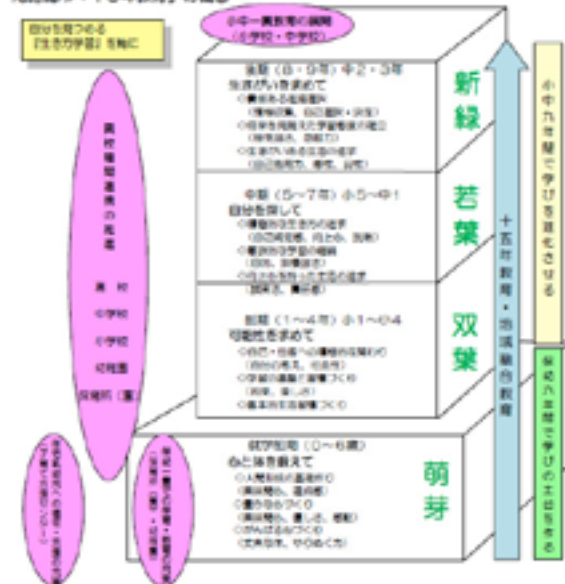
④ ハイテクとハイタッチ、デジタルとアナログを並立させた保育・教育の展開

「ICTと自然体験・直接体験・遊び・運動の良さを活かした教育活動」の展開

「外遊び・運動の機会」の拡大

本稿では、その4つの柱の具体的な取組の中から、特徴的な活動を紹介する。

南房総市「15年教育」の概念



1. 「学校が“学習塾”に」～学習講座～

本市は、7町村が合併してできた。広域で行政運営ができる反面、公共交通機関が充実しておらず、親の送り迎え

なしで塾に通うことが難しい子も多い。

そこで、放課後や長期休業中に学習講座を行っている。ねらいは、小・中学生の学力の向上と学習習慣の定着、塾講師が指導にあたることによる学校現場の負担の軽減、そして、経済的な理由や、交通が不便等の理由により、塾に通うことが難しい子どもに対し、学校外の教育サービスに触れる機会を提供することである。



年間5～10日程度で、小学校5年生から、中学校3年生までの希望者が対象となる。保護者による負担は、テキスト代のみである。夏季集中講座や入試対策として行ったり、保護者面談や成績処理の裏で行ったりする等、各学校の実態に応じて行っている。



3. 「故郷への誇りと思いを涵養」～南房総学～

本市の小・中学校では、総合的な学習の時間や特別活動を中心に、生まれ育った地域を深く知るための学習「南房総学」を年間を通して行っている。地域の豊かな自然や産業、伝統文化を体験することで、「南房総市に残っても、離れても、どこに行っても支えとなる故郷への思い」を育み、心に芯のある人間形成を目指している。

各学校では、それぞれ独自のアイデアを活かし、食農教育、一次産業を中心に実体験をとまなう学習に取り組んでいる。



2. 「多様な可能性を伸ばす」 ～学校外教育サービス利用助成～

本市は、納税義務者1人あたりの課税所得額が県内ワーストであり、トップの浦安市とは200万円以上の開きがある。所得の低い家庭は、学習塾に通わせる機会が少ないのが現状である。

そこで、平成27年度より、子どもたちの学力や学習意欲の向上を図り、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学校外教育にかかる塾代等の費用を助成する事業を行っている。小学校5・6年生児童の保護者が対象となる。

助成額は子ども1人あたり、月額で生活保護世帯が7000円、市民税非課税世帯が6000円、それ以外は所得に応じて5000～1000円となる。自治体では全国初の取り組みである。

今年度は、11月までで対象者473名のうち331名が利用した。放課後子どもクラブでの利用が多い。市内外の学習塾から、習字、そろばん、ピアノ、クラシックバレエ、サッカーまで文化、運動系の教室で利用できる。

具体的な取組の例

- ・富浦地区の特産品「びわ」を育てる
- ・希少な大葉わかめを養殖
- ・「ひじき刈り」で郷土の海を再認識



- ・伝統産業と食文化を学ぶ鯨の学習



4. 「食は文化」～日本一おいしいご飯給食～

学校給食は、食べることを学ぶ大切な時間と捉え、平成23年から、小・中学校と子ども園で週5日間ご飯を提供する「完全米飯給食」を導入し、食習慣改善の提案を行っている。

子どもたちは、毎日地元産100%のお米を主食とし、地元の豊富な山の幸、海の幸を生かした献立を提供している。献立には郷土料理もあり、地域の食文化を知るきっかけになっている。令和元年度からは、全て地元産のオーガニックエコ米を導入し、「食の安全に対する意識づくり」にも役立てている。

本市が目指す「日本一おいしいご飯給食」は、子どもに喜んでもらうだけの給食ではない。子どもの健康を第一に考えた「大人が子どもに食べさせたい食」である。この理念のもと、今後も和食中心の献立で子どもたちの健やかな

成長を見守っていきたいと考えている。



10年目を迎えたご飯給食のメリット

- ① 季節感あふれる献立で郷土の食文化に誇りをもつ
- ② 生活習慣病になりにくい健康的な食生活が身に付く
- ③ よく噛むことで食べすぎや虫歯を防ぐ
- ④ 正しい箸の持ち方など、食文化とマナーが身に付く
- ⑤ 腹持ちのいいご飯で集中力を高め、脳を活性化

5. 「遊びこむ」～非認知能力の育成～

「忍耐力」「自制心」「自尊感情」「自己肯定感」「最後までやり抜く力」「主体性」といった非認知能力は、幼少期に限らず全世代が身に付けるべき力ととらえている。保・幼・小・中の連携を強化・推進することにより、切れ目ない育成を目指した取組を推進している。

特に幼稚園では、子どもの気づきや発見から発生する主体的・探求的な遊び、五感を使った感覚的な遊び、友達に伝えようとする対話的な遊びを大切にしている。子どもと先生が共に主体となる遊びが、子どもの心を育て、学びの基礎となっていくと考える。また、戸外での活動や地域や自然の中での活動の積み重ねが、南房総市への愛着となって心に根付いていく。

教職員は、子どもの興味・関心がどこにあるのか、育ててほしい「10の姿」のどこにつながるのか、その遊びから何を学びどう広げていくか、援助は適切だったか、日々振り返り、次の日の環境構成を工夫している。

また、令和元年度からは、幼稚園の「育ち」と小学校の「学

び」をゆるやかに接続できるよう、スタートカリキュラムの研修会を行い、継続的な非認知能力の育成に努めている。

6. 「支援の一元化と一貫化」

～要対協業務と保育所を教育委員会へ移管～

本市では、平成24年まで要対協業務と保育所は、保健福祉部局が所管していた。母子保健や、手当給付事務との連携がとりやすい一方で、子どもの育ちは一連のものであり、養育や子ども支援の体制を見直す必要があると考えた。

また、本市の規模や支援資源を考えると、不適切養育や不登校等にも対応できることが望ましいこと、子どもの生活する保・幼・小・中との密接な連携が重要であり、教育部門にその拠点を置くことが重要であると考えた。

そこで、平成25年に、要対協業務と保育所を教育委員会へ移管し、保育所と幼稚園を一体化した子ども園を開設した。母子保健や福祉給付事務は、保健福祉部が担い、連携することとした。また、連携の要である保健師を教育委員会に配置した。

その結果、0歳から18歳までの子どもの育ちについての情報の一元化を図ることができ、対応の一貫化につながった。加えて、子どもの所属機関である保・幼・小・中と強固な連携を築くことができた。

～教育相談センターの設置～

平成29年には、教育相談センターを開設し、支援拠点に位置づけた。業務の柱は、「家庭児童相談」「特別支援教育（発達）」「適応指導」で、指導主事や保健師、特別支援教育相談員、家庭児童相談員等、14名が所属している。

① 家庭児童相談

要保護・要支援児童に対する支援と関係機関調整

② 特別支援教育

保育所、幼稚園、小・中学校の児童に対する特別支援教育の推進

③ 適応指導

通常に登校できない小・中学生に対する支援

～特別支援教育の充実～

特別支援教育支援員や特別支援員が保・幼・小・中に、今年度は54名配置された。支援を要する子どもに、生活面の介助や学習支援を中心に行っている。児童生徒の人数あたりで計算すると、近隣市の約2.5倍の手厚さになる。

特に、平成28年度より幼稚園や小学校低学年の子どもに手厚く配置するようにしている。早期からの支援を行うことがよりよい成長につながると考えている。困ったときに助けてくれる人がいるという安心感は、安定した学校生活につながっている。

小・中学校からは、いじめや暴力行為などの問題行動の予防だけでなく、クラス全体の授業の理解を深めるといった波及効果もあるという声をもらっている。

終わりに

他にも、来年度からは、週あたりの授業コマ数の縮減「週5時間の曜日を3日、又は2日とする」ことを目指している。

子どもたちの学校生活に時間的・精神的な余裕を生み出し活動意欲の向上を図ることや、週あたりの教員の持ち時間数を縮減することにより、長時間勤務を解消するとともに研修や自己研鑽の時間を確保することが目的である。

また、少年自然の家と連携し、自然体験活動を行うプログラムについても検討中である。

地域の活性化には、支える人が重要になってくる。中学・高校を卒業し、本市を離れ住む場所がどこであれ、この地をふるさととして守っていく気持ちを持ち続けてくれることを期待している。変化が激しい世界でも自分の足で立っている力を身につけてもらいたいと考えている。

鳥取県教育委員会

ふるさとへの誇りや未来を創造する 心の育成を目指して

～コミュニティ・スクールの取組～

鳥取県教育委員会 教育長 足羽 英樹



1. はじめに

平成29年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを契機に、本県でも今までの学校と地域の連携を基盤とし、「社会に開かれた教育課程」の実現と「地域とともにある学校づくり」を目指し、学校と地域の連携の充実により一層、取り組んでいる。令和3年5月現在で市町村立学校のコミュニティ・スクール（以下、「CS」という）の導入率は65.9%、県立特別支援学校は令和3年度に全校導入、県立高校は令和4年度に全校導入予定と制度の普及が進んできた。

2. 鳥取県の「学校」と「地域」の連携・協働の取組

(1) ステップアップする普及・啓発パンフレットは現在4種類

平成29年度より、CSと地域学校協働活動の一体的推進に関するパンフレットの作成を開始。これまでに、各地域・学校の導入段階や実情に応じて活用できる4種類を作成し、県教委の担当者が行う伴走支援や県教委や市町村教委の開催する研修等で活用している。

第1弾は主に学校関係者向け、第2弾は保護者・地域向けとして、制度の内容を理解いただく内容とした。第3弾は、県内事例をもとに学校運営協議会の運営体制や実施にあたっての工夫、地域学校協働活動の取組・成果と課題を掲載し、CSと地域学校協働活動の一体的推進をよりイメージしやすい内容とした。第4弾（令和2年度版。図1）は、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、より具体的な取組の方法・事例を掲載している。参考までに、

最新版の第4弾のポイントを2点紹介させていただく。

- ① 学校と地域の双方向から見たPDCAサイクルをもとに紙面を構成し、それぞれの段階で必要な取組と工夫を記載することで読者が自分の状況を踏まえてすべきことを確認できる内容とした。



令和2年度版パンフレット（図1）

- ② 具体的な取り組みがイメージでき、そのまま活用も可能な、県内の学校で実際に使われたワークシートや資料の現物を掲載した。

- ・熟議のワークシート（図2）
- ・地域学校協働活動を可視化するマップ
- ・地域と協働した特設教科の単元構想

※令和2年度版パンフレットはHPで御覧いただけます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/270988.htm>



掲載した熟議のワークシート（図2）

(2) 人材育成は教職員も地域の方も対象に

「学校」と「地域」の連携・協働の取組は、教職員と地域の方々共通理解を図りながら両輪となって進める必要がある。

教職員については、教育センターが行う「学校リーダー研修」の中で、学校の中核となる教職員が、地域とともに児童生徒を育て、ふるさとへの誇りと愛着を醸成する連携のあり方を学んでいる。これにより、自校で保護者や地域の方等の協力を得ながら学校課題の解決に向けた取組を進める力の育成を図っている。

地域人材については、社会教育課が地域と学校の連携・協働を促進し、地域づくりを進める人材を育成するため「鳥取県地域コーディネーター養成講座」を実施。社会教育や地域学校協働活動に関する基礎知識、コーディネートに必要な知識・技能を習得できる内容としており、全日程を受講した者は「鳥取県地域コーディネーター」に認定。これまでに143名の公民館職員や地域学校協働活動推進員などが受講されており、今後一層の活躍が期待される。

(3) 県立学校（高等学校・特別支援学校）の地域との連携は、これまでの取組が土台

県立高校では、令和元年度からCSの導入を開始し、令和4年度には全24校での導入が予定されている。本県では、ふるさとへの誇りや愛着、未来を創造し社会貢献する心を育成するため「ふるさとキャリア教育」を推進しており、地域をフィールドとした探究学習等での地域連携が活発に行われるなど地域連携の重要性を強く認識してきたことでCS導入が進んだと考えている。



県立米子高等学校「はるかひまわり絆プロジェクト」

また、県立特別支援学校では、複雑化・困難化する学校が抱える課題の解消を目指し、令和元年度、3校にCSを導入。導入に際して校長会で丁寧に制度の趣旨説明を行うことで理

解促進を図ったことに加え、特別支援教育課の担当係長が各学校を巡回して教職員、学校運営協議会委員に制度の趣旨を説明したことが奏功し、令和3年度には分校を含む全県立特別支援学校9校への導入が完了した。

県立特別支援学校では、従来から学校周辺の地域の方々と連携した取組（地域の祭りへの参加、カフェの運営等）や、医療・福祉・労働等の外部機関と連携した教育活動を実施していたことも学校運営協議会の導入がスムーズに進んだ要因だと考えている。



県立倉吉養護学校「夏まつりをしよう」

3. 地域とともにある学校づくりを目指して

これまでの学校と地域との連携・協働の取組をベースに様々な啓発、伴走支援、人材育成などを行うことで、CSの導入、CSと地域学校協働活動の一体的推進を進展させ、県内での制度の導入は全国平均を超える水準で進んできた。

今後は、子どもたちを社会全体で育てていくために、いかに多くの大人の参画を実現できるかがポイントになると考える。そのためにも、今後もCSの仕組みを生かして学校と地域が目指す子ども像を共有して連携・協働し、多くの大人の参画を得て持続可能な活動が行われていくよう、市町村教委や学校への支援について地道にたゆまず取り組んでいきたい。さらに、地域の特性を生かし、関わる人が楽しみながら協働することで、子どもたちがふるさとに愛着と誇りをもって自身のキャリアを切り開けるよう、教職員、市町村教委、保護者、地域の方々と手を携えて本県の教育を進めてまいりたい。

プランを中心に業務改善を支援

1. はじめに

千葉県教育委員会では、平成29年度に、「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」を改定するとともに、平成30年度には、教職員の長時間勤務の改善を目指して、教育次長を本部長とする「働き方改革推進本部」を庁内に設置するなど、全庁的な体制で働き方改革に取り組んできた。さらに、同9月には本県の「行動計画」となる「学校における働き方改革推進プラン」（以下、プラン）を策定し、具体的な取組を進めてきたところである。

2. 推進プランを大きく改定

令和3年3月、各種調査結果及び、給特条例等の改正等を踏まえ、「プラン」を改定した。その内容は、プランの位置付けが条例や規則に基づいていることの明確化、1年単位の変形労働時間制導入のための条件等の明記、教育委員会と学校が行うべき具体的な取組内容（チェックリスト）の内容更新などである。

(1) チェックリストの更新（表1,2）

チェックリストの内容は、令和2年度の調査結果等を踏まえ、以下のように更新した。

- ① 達成率が95%以上の項目については、目標設定項目からは除き、「今後も継続して取り組むべき項目」として掲載
- ② 内容が類似している項目を統合し、チェックリストの項目を精選（例えば、教育委員会向けは24項目から23項目、学校向けは28項目から25項目）
- ③ 学校を取り巻く環境変化を踏まえ、新項目を追加し、既存項目も内容の追加・一部修正

④ 1年単位の変形労働時間制に係る状況を把握するための項目（数値目標は定めない）

(2) 教育委員会と学校の具体的な取組項目

教育委員会と学校が推進すべき具体的な取組項目の追加・修正等については、例えば、ストレスチェックの集団分析結果を活用し、メンタルヘルス対策を推進することや、「取組達成の判断基準」において、副校長や教頭の長時間勤務の改善、ICTの活用例としてクラウドサービスの利用やデジタルドリルの活用等について言及したほか、部活動ガイドラインの順守については、具体的な表現を追加した。

教育委員会の具体的な取組 チェックリスト

※年度末等の検証の際、各項目について達成できていれば○印をつけてください。
※各項目の達成基準は、「1学校における働き方改革推進プラン」に係る具体的な取組方針（P9～）の基準を参照してください。

| 番号 | 取組内容 | 達成目標(%) | | | チェック |
|------------|--|---------|-----|-----|------|
| | | R3 | R4 | R5 | |
| 計画策定・組織的対応 | 1 管下学校の業務改善に関して、PDCAサイクル(計画策定・調査・検証・見直し)を構築する。 | 85 | 95 | 100 | |
| | 2 校長の人事評価の面談等において、「業務改善」及び「意識改革」に向けた取組状況や、メンタルヘルス対策の推進について、必ず詳細し、適切な指導・助言をする。 | 80 | 90 | 100 | |
| | 3 教職員の出勤時刻をICTの活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築する。 | 85 | 90 | 95 | |
| | 4 働き方改革に係る全庁的な推進体制を構築する。 | 70 | 80 | 90 | |
| | 5 県教育委員会と市町村教育委員会は、学校の業務改善及び教職員の意識改革の取組について、連携を図り推進する。 | 90 | 95 | 100 | |
| | 6 学校における働き方改革に向けての優れた取組等について、管下の学校や教職員に紹介する。 | 70 | 80 | 90 | |
| | 7 スクラップ&ビルドの観点から、総業務量が増加しないよう留意する。 | 80 | 90 | 100 | |
| 業務改善・意識改革 | 8 教育委員会が主催する研修会や会議等で、働き方改革に係る協議、情報発信、事例紹介などを行い、積極的に取組の推進を図る。 | 95 | 100 | 100 | |
| | 9 月の時間外在校等時間が定期的に80時間を超えている教職員の勤務実態について把握し、各校長又は当該教職員に対して改善のための指導・助言をする。 | 70 | 80 | 90 | |
| | 10 教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を整備する。 | 60 | 70 | 80 | |
| | 11 校務の効率化のため、ICTの積極的な活用を推進する。 | 85 | 90 | 95 | |
| | 12 学習指導に係る業務(授業、授業準備、課題作成、採点等)へのICTの積極的な活用を推進する。 | 90 | 95 | 100 | |
| | 13 各学校における部活動の実態を確認し、活動時間や休養日等が部活動ガイドラインや学校の活動方針に沿って順守されているか点検するとともに、必要に応じて指導・助言する。 | 90 | 95 | 100 | |
| | 14 部活動の大会・行事への参加日程及び参加方法が教職員への過度な負担とならないよう、学校へ指導・助言する。 | 80 | 85 | 90 | |
| | 15 教育委員会として、緊急時の連絡方法を確保した上で、管下学校の学校閉庁日や、長期休業期間中に年間5日以上設定する。 | 90 | 95 | 100 | |
| | 16 学校へ調査等を行う場合は、その必要性を十分精査するとともに、実施する場合でも、実施方法を工夫するなどにより、学校の負担軽減を図る。 | 95 | 100 | 100 | |
| | 17 学校の各種研究会及び学校職員が参加する研修会等を整理・精選するとともに、実施する場合も可能な限りオンライン開催への移行を図るとともに、業務改善につながる工夫をする。 | 85 | 90 | 95 | |
| 連携 | 18 校長が、学校運営上の必要性や個々の教職員の働き方に応じて、勤務時間や勤務形態の柔軟な運用ができるよう、通知等を通じて指導を図る。 | 80 | 90 | 100 | |
| | 19 教職員が行う授業準備や校内掲示物の作成などの事務作業を補助するスクールサポートスタッフ等や、教職員に代わり部活動の指導や大会の引率等を行う活動指導員等の学校への配置を促進する。 | 95 | 100 | 100 | |
| | 20 管下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等をはじめとして、保護者や地域、ボランティア等にお願いすることが可能な業務について精選し、外部との連携を一層強化する体制を構築する。 | 90 | 95 | 95 | |
| | 21 教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解が得られるよう、PTA等に説明会や文書等により必要な要請を行う。 | 90 | 95 | 100 | |
| | 22 学校事務の共同実施を積極的に行うとともに、服務監督権者等との共通の連携業務システムを整備し、学校事務の効率化を図る。 | | | | |
| 継続 | 23 支障が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の学校への配置を促進する。 | | | | |

1年単位の変形労働時間制に係る状況

| 変形労働 | ① | ② |
|------|--|---|
| ① | 1年単位の変形労働時間制が導入できるような規則を改定した、又は年度末までに改定する。 | |
| ② | 実際に、1年単位の変形労働時間制を運用した学校がある。 | |

※①、②は県全体の実態を把握するために調査を行うが、目標値は定めない。

た「出退勤時刻実態調査」の結果を同10月に公表したが、月当たりの時間外在校等時間が規則に定める45時間を超えた教諭等の割合は、小学校で59.5%、中学校で72.9%、義務教育学校で76.2%、高等学校で37.4%、特別支援学校で14.3%となり、勤務時間の縮減については道半ばといえる。

(3) プランの取組状況調査から

令和3年11月に、各市町村教育委員会と県立学校に対して実施した「プランの取組状況調査」の結果からは、新たな課題が見えてきた。特に、市町村の取組については、進捗率に大きな差があり、大きな市では所管する全校が足並みを揃えていく難しさもあれば、小規模な自治体では、そもそも教育委員会事務局員が少ないことから、働き方改革を十分に進められていない苦しい現状もあるといえる。県としては、各市町村教育委員会と様々な情報を共有しながら、必要な支援をしていきたいところである。なお、調査についてはOffice365のFormsを活用し、調査結果を全体の傾向と比較できるように加工し、全県立学校と市町村教育委員会に対してフィードバックしている。

(4) クロス集計等を活用し、分析

チェックリストでの進捗状況と出退勤時刻実態調査を細かくクロス集計して分析したところ、単純に評価することは難しい面もあるが、留守番電話の設置などはかなり効果が大きいことが分かっている。ただ、達成率がまだ低い項目については、予算などを含めた設備投資が必要なために時間がかかるといふ現状もある。数値目標については、こうした現状を踏まえて設定するようにしている。

昨年度の取組状況では、研修会の精選などの項目は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施そのものが難しいなど、イレギュラーな状況もあった。その意味では、昨年度の進捗状況については特異な点があることを踏まえて評価・分析する必要がある。

例えば、県立高等学校や特別支援学校で、時間外在校等時間が増加した学校からは、その要因として、就職指導の時期が感染拡大の影響で進学指導のピークと重なり、進路関係の職員に45時間を超える者が増えたことなどの報告があった。逆に減少した要因例では、ICカードによる出退勤記録の把握は大変効率がよく、長時間労働の意識改革にも効果があったというものであった。1人1人の教職

員の意識改革と、行事や会議内容の精選などで、生徒と向き合う時間が確保できたという報告もあった。また、時間外在校等時間が40時間を超えた教職員に対して注意喚起や業務改善等についての振り返り、アイデアを提出してもらう用紙を毎月ごとに配布したことにより、45時間を超える教職員が減少したという報告があった。多様な人材活用の観点では、スクール・サポート・スタッフに対して、業務依頼を効率的に行うために、業務依頼書を作成している学校もあり、このような好事例については、各教育委員会を通じて学校に情報提供をした。(表3)

(業務依頼書の例)

| 様 | | |
|----------------------------|---------|-----|
| スクール・サポート・スタッフ業務依頼書 | | |
| 依頼日 | 業務完了希望日 | 依頼者 |
| | | |
| 依頼内容（具体的に記述すること） | | |
| | | |

| 様 | |
|----------------------------|------|
| スクール・サポート・スタッフ業務完了書 | |
| 業務完了日 | 連絡事項 |
| | |

4. 今年度の重点項目

(1) グループメールで市町村教委を後押し

令和3年度は、県と市町村の連携を重点項目としており、グループメール（県と市町村が参加できるメーリングリスト）を活用し、適宜必要な情報を共有することとした。令和3

年11月の「プラン」の取組状況調査では、業務改善方針等の点検・評価、定期的な検証について、自治体ごとに取組の差があることがわかってきており、今後も県と市町村が連携して取り組むことが重要と言える。

(2) 働き方改革のためのICT活用（動画配信）

本年度は、GIGAスクール構想を踏まえて、授業へのICT活用が進んできており、今後は、教職員の校務に係るICT活用により、更なる業務改善につながっていく可能性が高いとみている。そのため、令和3年12月には、「クラウドサービス型ソフトウェア」開発企業の協力を得て、「office365」や「Google Workspace for Education」の活用方法に係る動画（基本編・応用編）をYouTubeチャンネル「千葉県公式セミナーチャンネル」で限定配信し、学校や市町村教育委員会の取組を後押ししてきた。

5. おわりに

働き方改革は、ひとつの取組だけで進むものではなく、それぞれの状況を踏まえて、できることから少しずつ取組を継続して進めていくことで、業務改善や意識の改革につながっていくといえる。教育委員会としては、「プラン」に掲げた具体的な取組により、教職員が心身の健康を保持し、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高める時間を確保できるよう、今後も全庁を挙げて市町村教育委員会や学校現場を支援していきたい。

ことば雑感

ひとりごととは「聞く相手がいないのに、ひとりでものを言うこと」であるらしい。もちろん本コーナーの「ひとりごと」がレトリックであることは承知しているが、どうしても読み手を意識してしまい、実際のひとりごとのように自由にはいかないもどかしさを覚えてしまう。そこでとりあえず「ひとりごと」を自分の考えや気持ちを整理するつばやきと勝手に仮定し、その貴重な機会を与えられたものとプラスに考えることにした。

年末年始、久しぶりに帰省して実家を訪れると、父(77)の周りがこれまで全くの無縁であった漢字に関する書籍で溢れていた。父は研究者でも読書家でもない。そんな人が説文解字にはじまり諸氏の専門書まで買い揃えていた。「どうした?」と戸惑う息子に対して「漢字には目に見えない力が宿っている」「新しい漢字を創ろうと思ってな」「少しの金と時間があるから勉強してるんだハハハ」…と。そんな父の様子が契機となってその後息子はいくつかの「ひとりごと」をつぶやいた。

- (1) 「好きこそ物の上手なれ」とは先人の知恵の結晶。勉強でもスポーツでも対象への愛情に勝るものはない。新たなことに挑戦したり、既に完成したものを壊してやり直したりする力が身に付き、年齢に関係なく成長し続けることができる。目の前の子ども達に「好き」という思いを…あと自分自身にも。
- (2) 中島敦の短編「文字禍」にある文字の霊の一節を思い出す。「一つの文字を長く見詰めている中に、何時しかその文字が解体して、意味の無い一つ一つの交錯としか見えなくなって来る。単なる線の集まりが、何故、そういう音とそういう意味とを有つことが出来るのか、どうしても解らなくなってくる。」まさにゲシュタルト崩壊!板書の際、急に漢字が出てこなくなって焦るのも、父が漢字にとりつかれたのもこの「文字の霊」の仕業にしておこう。
- (3) 漢字(文字)を手書きする機会が少なくなった。年賀状もパソコンで作成されるようになって久しい。そんな中、手書きの年賀状に出遭うと、言葉そのものの温かさとその人ならではの筆跡とが相まって「ほっこり」させられる。「ほ」のつくオノマトペ「ほのぼの」「ほんわか」「ほかほか」…などはみな心温まるいい言葉だと思うが、今のところ「ほっこり」がしっくりくる。そういえば、私のひとりごとにはこのオノマトペの類が多いような気がする。何とも言い難い状況や心情を抽象化して整理してくれる便利グッズだ。

(F・S)

あとかき

■ 今回は文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課より「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」特集記事がございました。

■ 「教育×デジタル」をテーマに、デジタル庁執筆の特集連載を12月号から全3回で掲載しています。第3回となる今月号は「教育データ利活用ロードマップについて」をお届けします。

■ シリーズ「地方発!我が教育委員会の取組」では、東京都葛飾区教育委員会と千葉県南房総市教育委員会の取組を紹介しています。特色ある取組をご覧ください。

■ シリーズ「学校、地域が活性化!地域とともにある学校づくり」では、鳥取県教育委員会の取組を紹介します。

■ シリーズ「学校における働き方改革」では、千葉県教育委員会の取組を紹介します。

■ 2022年節分の恵方は、北北西とのこと。恵方巻は、様々な食材と御飯、海苔が合わさって、お腹も味覚的にも大変満足できるものだと思います。

口内調味という「複数の食べ物を口中で混ぜ合わせ、自分の好みに調味しよりおいしく食べるという方法」がありますが、いわば日本人の文化でもあります。

節分は、好きなものばかり、一点集中食べてしまう私にとって、日本の文化を味わわせてくれる機会でもあります。



「教育委員会月報 令和4年2月号 No.868」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL : 03-5253-4111(代表)
- ・URL : <https://www.mext.go.jp>



文部科学省